

(No.1～4)

1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達)の記の五の2(1)(1)

五 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について

2 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

砂防法の規定による申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ次のとおりである。

(1) 第四条第一項(砂防指定地内における一定行為の制限)

(1) 審査基準について

砂防指定地内における行為について許可に係らしめられている場合には、以下の基準により審査するものとする。

① 申請された行為の内容が、当該土地の砂防指定地に指定された理由及び現況から判断して、土地の形質の変更等により砂防設備の設置、機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は竹林の伐採等により竹林が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させる等、治水上砂防に悪影響を及ぼすものでない場合は許可するものとする。

なお、宅地、ゴルフ場等の造成など、その行為の性格からみて治水上砂防に著しい悪影響を及ぼすおそれのある行為については、別に定める技術的基準に適合しなければならないこと。

② 砂防施設の埋設等の内容を含む行為については、治水上砂防に悪影響を及ぼすものでない場合であつて、当該行為を行うにつきやむを得ないと認められる相当の理由があり、かつ、必要に応じ当該砂防設備の埋設等により阻害された治水上砂防の機能を回復させるための代替措置が講じられる場合に許可することができるものであること。

③ 砂防設備を占用する行為については、治水上砂防に悪影響を及ぼすものでない場合であつて、申請者が申請に係る事業を遂行するための能力及び信用を有する者である場合に許可することができるものであること。

2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成6年9月30日建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達）の記の一の2（1）から（3）

一 局長通達における審査基準および標準処理期間に関する運用について

2 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

（1） 第四条第一項（砂防指定地内における一定行為の制限）関係

（1） 局長通達五2（1）（1）①の「砂防指定地の指定理由及び現状」とは、「砂防指定地指定要綱」（平成元年九月十二日建設省河川局長通達）第二をいうものであり、具体的には以下に掲げるものをいうものであること。

- ① 溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は、顕著となるおそれのある区域
- ② 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域
- ③ 火山泥流等により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある区域で砂防設備の設置が必要と認められる区域、火山地、及び火山麓地
- ④ 土石流危険溪流等による土石流の発生のおそれのある区域又は土石流の氾濫に対処するため砂防設備の設置が必要と認められる区域
- ⑤ 地すべり防止区域で治水上砂防のため、溪流、河川に砂防設備の設置が必要と認められる区域
- ⑥ 開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域
- ⑦ その他、公共施設又は人家等の保全のため、砂防設備の設置又は一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域

（2） 局長通達五2（1）（1）の「治水上砂防」とは、おおむね次のような内容をいうものであること。

土砂の生産は、山地の斜面が降雨等による表面侵食等によって削り取られ、また、溪床や溪岸が流水により縦断侵食を起こすことによって絶えず行われており、これにより生産された土砂も不断に下流の河川へと流送され、あるいは台風や梅雨等により異常降雨時には土石流等となって莫大な量の土砂を流出させる。これら土砂の生産及び流出は、河状を常に変化させ、また河底上昇等の現象を生じさせ、水害の主要な原因を形成するとともに、土石流等による生命、身体、財産等への被害を引き起こす土砂災害を生ぜしめる。

このような土砂の生産を抑制し、流送土砂を扞止調節することによって災害を防止することが「治水上砂防」とされているものであること。

- (3) 局長通達五2(1)(1)①の「技術的基準」とは「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)」(昭和四十九年四月十九日建設省河川局砂防課長通達)等を指すものであること。

なお、この基準は全国レベルの標準的な基準を定めたものであり、この基準のI(総説)2及び3に定めてあるとおり、必要に応じ、個別の基準を定めることも可能であること。

また、個々の申請の内容によっては、この基準を原則としつつも、当該砂防指定地の現状を考慮して運用することが可能であること。